

公募抽選方式による県有財産の売却を次のとおり行う。

平成十九年十月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 物件の表示

番号	所在地	種別	地積 (㎡)	売却価格 (千円)
1	世羅郡世羅町大字黒川字三日市三 五八一番外一筆	土地・建物	四八二・七三	九〇〇
2	世羅郡世羅町大字伊尾字山根一三 九六番一〇	土地	一一四・六五	六八〇

二 応募条件

- 1 物件ごとに、一世帯又は一法人につき一申込みとする。
- 2 買受け後五年間は当該土地について、次の事項を行うことを禁止する。
 - (一) 風俗営業等の業務
 - (二) 所有権の移転等。ただし、あらかじめ承諾を得た場合を除く。

三 応募資格

個人及び法人（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成三年法律第七十七号〕第二条第二号、第三号、第四号及び第六号に掲げる者、契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者を除く。）

四 応募受付期間

平成十九年十月二十二日（月）から平成十九年十月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時三十分まで。

五 公募抽選申込書兼受付書の提出先

〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号
広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁舎本館三階）
郵送等の場合は、簡易書留又は配達記録郵便とすること。

六 抽選日時及び場所

番号	抽選の日時	抽選場所
1	平成一九年十一月二日（金）午前十一時	広島県庁舎本館三階 財産管理室分室
2	平成一九年十一月二日（金）午後一時	同 右

七 契約説明会の日時及び場所

抽選会終了後、同場所で行う。

なお、当日やむを得ない理由で欠席した当選者については、平成十九年十一月五日（月）

午後二時から広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁舎本館三階）で行う。

八 応募がなかった物件の随時募集

1 応募受付期間

平成十九年十一月五日（月）から次回の売却手続を開始するまで。ただし、土曜日、日曜日及び広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）に規定する県の休日を除く。

2 応募場所

広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁舎本館三階）

九 問い合わせ先

広島県総務部財務局財産管理室

電話（〇八二）五一三―二三〇五（ダイヤルイン）